

東久留米市分別収集計画
(第 8 期)

平成 2 8 年 8 月

東 久 留 米 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、行動していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本市が搬入する一般廃棄物の最終処分場は、平成 18 年からエコセメント事業を開始したことにより残余期間の延長が見込まれるが、構成団体における不燃ごみの搬入に伴う埋立て処理は継続しており、埋立てエリアが満杯後の最終処分場の確保は極めて困難な状況である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の容量で大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

(1) 3 R から適正処理へ、優先順位に基づく処理の推進

循環型社会形成推進基本法の基本的な考え方に準じ、ごみ処理の推進においては第一に発生抑制（リデュース）、次に循環型社会のための再利用（リユース）、資源の再利用（リサイクル）を、続いて再利用ができないものについては焼却による熱回収（サーマルリサイクル）を行うことで、排出抑制及び循環的利用を徹底するものとする。

(2) 市民・事業者・行政が一体となった分別収集の推進

上記の優先順位に基づき処理を実施していくものであるが、資源として利用できるものは積極的に分別して回収することが、ごみの処理量を減少させていくには重要である。このため、法に基づく分別収集を徹底するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれ果たす役割を自覚し、一体となって推進していくものとする。

(3) 容器包装プラスチックの分別の向上

平成 18 年 10 月から実施した容器包装リサイクル法対象その他プラスチックの分別収集により、燃やせないごみは重量で 4 割近くが減少した。その後、分別基準が市民への浸透し、分別排出の向上が図られたが、平成 27 年度の間処理施設における燃やせないごみの組成分析結果では、約 23%の容器包装プラスチックが混入していることから、分別排出の啓発を進めていく必要がある。

(4) 経済的、効率的なごみ処理の推進

市民一人当たりのごみ処理に要する経費は、ここ数年横ばい傾向にあるため、さらなる経費節減に向け、民間事業者等の知識、ネットワーク等を最大限に活用して、経済的、効率的なごみ処理を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年 4 月を始期とする 5 年間とし、平成 31 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第 8 条第 2 項第 1 号)

	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
容器包装廃棄物	5,919 t	5,881 t	5,840 t	5,800 t	5,762 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第 8 条第 2 項第 2 号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 家庭ごみ有料化の導入

平成 17 年度に開催された東久留米市廃棄物減量等推進審議会の答申である「家庭ごみの有料化及び一般廃棄物の減量方策と再利用の推進について」（平成 17 年 12 月）を踏まえ、有料化の方向で進められていたものの、社会経済の

変動により一時凍結をした。また、平成 24 年 10 月に「家庭ごみ有料化に伴う意見交換会」を実施。周知・啓発活動の徹底と市民からの減量方策の聴取を行いながら共に減量施策の推進を図る。

一方、平成 23 年度に開催された東久留米市廃棄物減量等推進審議会（平成 24 年 1 月答申）においても「家庭ごみの有料化」についての答申を受けた。これを受け、平成 24 年度に家庭ごみ有料化に向けた市民意見交換会および実施計画素案に対するパブリックコメントを実施し、これらの意見を受けて平成 25 年 1 月からはごみ減量の取り組みを強化し、平成 27 年 10 月にごみに関する市民アンケートを実施、平成 28 年 2 月に家庭ごみ有料化に向けた実施計画を策定、平成 29 年 7 月よりごみの減量化・資源化の一層の推進及び公平な負担の確保を図るための有効な手段の 1 つとして、燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの 3 品目について、家庭ごみの有料化を導入する予定である。

（２）啓発活動等の強化

市民や事業者のごみ減量やリサイクルの取り組みを促進するには、ごみ減量や減量効果、リサイクル効果、処理費用などに関する情報の提供や P R が欠かさないことから、広報紙やホームページを通じて実施していく。一例として、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の促進について関係機関と連携しながら、進めていく。また、あらゆる年齢層に対し、家庭や学校、地域等で、環境について学べる場を継続し拡充していく。

（３）事業系ごみの排出抑制・資源化への指導強化

事業者の排出責任の考え方にたち、廃棄物の多量排出事業者に対して、ごみ減量・再利用促進のための指導を行うとともに、東久留米市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づき提出された、減量に関する計画の実施による成果の確認を行う。

（４）マイバッグ運動の推進

マイバッグの利用によるレジ袋の削減という身近な活動を通じて、環境にやさしい生活スタイルを目指すことにより、地球環境の保全や循環型社会の形成を目的に、マイバッグ運動の推進を図る。

（５）減量化・資源化協力店の拡充

市内小売販売事業者における、レジ袋の削減や簡易包装の推進、店頭における資源回収の実施を積極的に行っている「減量化・資源化協力店」店舗の拡充を図る為、関係者への協力を依頼し、積極的に広報・HPなどで公表するなどの周知活動を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場のエコセメント事業、残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、柳泉園組合が保有する再生施設、処理機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発砲スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	137 t		136 t		135 t		134 t		133 t	
主としてアルミ製の容器	163 t		162 t		161 t		160 t		159 t	
無色のガラス製容器	(合計) 385 t		(合計) 383 t		(合計) 380 t		(合計) 377 t		(合計) 375 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	385 t		383 t		380 t		377 t		375 t	
茶色のガラス製容器	(合計) 222 t		(合計) 220 t		(合計) 219 t		(合計) 217 t		(合計) 216 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	222 t		220 t		219 t		217 t		216 t	
その他のガラス製容器	(合計) 214 t		(合計) 213 t		(合計) 211 t		(合計) 210 t		(合計) 208 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	214 t		213 t		211 t		210 t		208 t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	364 t		361 t		359 t		356 t		354 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 418 t		(合計) 415 t		(合計) 411 t		(合計) 407 t		(合計) 404 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	313t	105t	415t	t	411t	t	407t	t	404t	t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,450 t		(合計) 1,438 t		(合計) 1,425 t		(合計) 1,412t		(合計) 1,401 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1,450 t	t	1,438 t	t	1,425 t	t	1,412t	t	1,401 t	t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(例) 特定分別基準適合物等の量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \\ \times \text{市一般廃棄物処理基本計画収集変動率} \\ \text{及び家庭ごみ有料化実施計画の変動率}$$

また、人口変動率は、市一般廃棄物処理基本計画の変動率を設定した。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
116,651 人 (対前年度比)	116,429 人 (対前年度比)	116,207 人 (対前年度比)	115,985 人 (対前年度比)	115,763 人 (対前年度比)
△0.19%	△0.19%	△0.19%	△0.19%	△0.19%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が独自に分別収集を優先的に行い、それ以外の廃棄物についても、原則として、現行どおりに行政回収でフォローする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による指定日収集	柳泉園組合	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による指定日収集	柳泉園組合	
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				

紙類	飲料用紙製容器	紙パック	福祉団体による拠点定期回収	福祉団体	紙パックは当面現行ルートで再資源化する
	段ボール	段ボール	委託業者による指定日収集	柳泉園組合・再資源化業者	
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	未定	未定	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日収集	柳泉園組合	H29年7月からは民間業者で選別・保管
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による指定日収集	民間業者	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・びん・飲料用紙製容器等については、現有の柳泉園組合で選別・圧縮・保管するが、ペットボトルについては、平成29年7月からの家庭ごみ有料化に伴い、選別・圧縮・保管場所を民間業者にすることを予定しており、容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施する。

その他プラスチック製容器包装に係る施設については、選別等委託業務契約に基づき民間業者の処理施設による。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	缶類	専用回収容器 及び戸別袋	パッカー車	柳泉園組合
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類	コンテナ及び 戸別袋	リフト付平ボデー 車および分別パッカー車	柳泉園組合

飲料用紙製容器	紙パック	専用容器以外の排出	パッカー車および平ボデー車	柳泉園組合及び再資源化業者
段ボール	段ボール	ステーション及び戸別	パッカー車及び平ボデー車	柳泉園組合及び再資源化業者
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	未定		未定
ペットボトル	ペットボトル	専用回収容器及び戸別袋	パッカー車	柳泉園組合 ※ H29.7 から は民間業者
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	ステーション及び戸別袋	パッカー車	民間業者

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者及び行政が協力して、推進体制を整備する。
- ・ 自治会や子供会など市民団体による集団回収活動を促進するため、報奨金を交付する。
- ・ 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。

